

議案第 6 号

東久留米市事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

東久留米市事務手数料条例の一部を改正する条例

東久留米市事務手数料条例（昭和 3 3 年条例第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

付則第 3 項中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 8 年 3 月 3 1 日」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

コンビニ交付サービスにより取得する証明書等に係る事務手数料の軽減を図るにあたり、その期間を令和 8 年 3 月 3 1 日まで延長するため、規定を整備する必要がある。